

平成24年3月22日  
医療情報ネットワーク基盤検討会

## 処方箋の電子化について（案）

### 【検討経緯】

平成19年3月に公表された「IT新改革戦略評価専門調査会2006年度報告書」において、レセプトオンライン化における全体最適の一環として、医療分野の中で同ネットワーク基盤を、被保険者資格の確認や処方箋の電子化等へ活用することが期待されていたこと等を受け、平成20年7月、「処方せんの電子化について」を取りまとめた。

3年半が経過した今般、以下のように、あらためて処方箋の電子化や電磁的交付についての検討が要請されている。

- ①「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日 閣議決定）
- ②「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（平成23年8月3日 IT戦略本部決定）
- ③「「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について」（平成22年6月18日 閣議決定）
- ④「新たな情報通信技術戦略 工程表」（平成22年6月22日 IT戦略本部決定）

この間、医療のICT化にまつわる環境の変化も踏まえつつ、いくつかの実証事業等が実施され、処方箋の電子化の実現に向けた検討に資する有用な知見が得られている等の事情にも鑑み「処方せんの電子化について」の改訂を目指し検討することとした。

## 【検討結果】

- ① 処方箋自体を紙から電子的な形に移行しなくても、処方情報を電子化して運用することにより大きなメリットを見出すことができるが、電子化した処方情報と紙の処方箋の両方を運用し続けることは明らかに不都合である。このため、処方箋電子化の実現に向けた検討を積極的に続けるべきである。
  
- ② これまでの実証事業を通して、フリーアクセスを阻害しない交付方法の技術的配慮や、処方箋記述に関する標準が確立されつつある等、情報技術的には一定の進展が見られる。一方で、処方箋を電子化し、紙の処方箋をなくす場合には、以下のような問題点や課題が考えられる。
  - ・発行された処方箋を適切に管理するための仕組み
  - ・国民の医療に対するフリーアクセスの確保(ネットワーク基盤の全国的整備)
  - ・処方箋の「交付」という行為の解釈
  - ・交付者の電子署名や、取扱者や薬の交付を受ける患者の認証等(保健医療福祉分野の公開鍵基盤の整備等)
  
- ③ 処方箋の電子化の実現に向けては、運用に関する諸課題の解決に向けた一層の検討や基盤の整備を進めることが重要である。国民全体の利益になるとともに、患者や医療機関等が恩恵を享受でき、かつ過度な負担増とならないよう、必要条件、十分条件を明らかにすべく実証、試行等も行いながら、検討を精緻化する必要がある。